

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和8年9月30日

**「埼玉県多文化共生推進プラン」(案)に対する
県民コメント(意見募集)の実施について**

県では、外国人を含む全ての県民が暮らしやすいと感じる多文化共生の地域づくりを進めるため、「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定しています。

現行のプランの期間が令和8年度で終了することから、現在、令和9年度を初年度とする新たな計画の策定を進めています。

このたび、「埼玉県多文化共生推進プラン」(案)を取りまとめましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を次のとおり募集します。

1 募集期間

令和8年10月1日(木)から10月31日(土)まで

(郵便の消印等で10月31日までに提出されたことが証明できれば有効)

2 資料の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。(10月1日(木)掲載予定)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/keikakutoukei/20261001.html>

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

県外在住の場合は通勤・通学する市町村名

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※ 御意見については、別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により上記事項を必ず記載し御提出ください。

（２）提出方法

郵便、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部国際課 多文化共生担当宛て

イ 電子メールの場合

E-mail a2705-13@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県多文化共生推進プラン（案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

４ 意見の取扱い

（１）提出していただいた御意見を考慮して、「埼玉県多文化共生推進プラン（令和９年度～１３年度）」を策定します。

（２）いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。

（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

（３）個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県民生活部国際課 多文化共生担当

電話：048-830-2714（直通）

E-mail：a2705-13@pref.saitama.lg.jp